

令和5年第9回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 令和5年11月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和5年11月30日 午前10時00分
4. 議員総数 13名
5. 出席議員数 13名

1番	古村幹夫	2番	松澤千代子
3番	栗林俊彦	4番	吉澤光雄
5番	牛丸圭也	6番	小澤睦美
7番	向山光	9番	高木智香
10番	林政美	11番	本田光陽
12番	小林テル子	13番	津谷彰
14番	舟橋秀仁		

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第5号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第6号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第7号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第8号 令和5年度辰野町一般会計補正予算(第7号)

日程第11 議案第9号 令和5年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第10号 令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第11号 令和5年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第12号 令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 15 議案第 13 号 令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）  
日程第 16 議案第 14 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第 17 議案第 15 号 財産の貸付について  
日程第 18 議案第 16 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について  
日程第 19 報告事項 (1) 専決処分の報告について

#### 7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	岡 田 圭 助	事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	小 澤 靖 一	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

#### 8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 原 高 広
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

#### 9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 13 番	津 谷 彰
議席 第 1 番	古 村 幹 夫

#### 10. 会議の顛末

##### ○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

##### ○議 長

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 9 回辰野町議会 12 月定例会を開会いたします。始めに閉会中に辞職を許可した議員の報告をいたします。閉会中、議席 8 番、本多慶司議員から令和 5 年 11 月 16 日付けで辞職願が提出され、同日許可しましたので報告いたします。従いまして現在の議員数は 13 名となります。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧ください。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり

であります。第9回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

#### ○町 長

皆さん、おはようございます。本日、ここに第9回辰野町議会12月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には師走を迎え大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。さて、去る18日の土曜日、町内でいくつかのイベントが開かれまして、あいにくの寒い天候でありましたが各会場とも多くの方で賑わいました。特に今年度初めて企画しました「たつの子育て応援フェス2023」には、多くの親子連れに参加いただき、様々なブースで体験やふれあいを存分に楽しんでいただき、子どもの成長と子育ての応援という所期の目的を達成することができました。この冬は今後も12月2日の「冬のほたる2023」や、年が明けて1月13日の「ゼロカーボン・アクション2023」などのイベントが予定されていますので、今からご予約いただき多くの皆様にお誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようお願いいたします。一方、全国では例年より早く季節性インフルエンザの患者数が増加しており、皆様の身近な方でも体調を崩された方もおいでかと思えます。県内でも8日、定点医療機関1箇所あたり患者数が基準の30人を上回ったため、県が今季初めてのインフルエンザ警報を発表しました。平成31年1月以来の警報で、平成11年、県が調査を開始した以降で最も早い発表であります。昨日29日に発表された11月20日から1週間の感染症情報によると、全県で2週続けて増加となり今季最多の患者数を更新しています。また先週までは3週連続で減少していた新型コロナウイルス感染症の患者数も今週は増加に転じました。昨年までの冬とは状況が大きく変わりましたが、しばらくは感染症の流行が懸念されます。町民の皆様におかれましては十分な休養や睡眠に心がけていただくとともに、ワクチン接種や手洗い・適切なマスク着用などの感染予防にご協力をお願いいたします。さて、現在、町では来年度予算の編成を進めております。まちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」実現に向けて、第6次総合計画の基本目標や行財政改革などを推進するための各施策・事業にかかる予算を各課が検討しております。今年度は課題解決にチャレンジする年と位置付け、病児・病後児保育施設の設置、ウォーターパーク跡地等検討、辰野町立小・中学校のあり方検討などの長期課題への取り組みに着手しましたが、令和6年度はこの一步をさらに力強い歩みとして、未来へつなげ将来にわたり持続可能な町に成長・発展させていくための長期的な視点に立った予算とす

る方針を示してあります。具体的には 3 月定例会において提案させていただくこととなりますが、脱炭素化、デジタル社会の形成、地域資源や人材を活用した課題解決等の改革に引き続き取り組み、人口減少社会にも対応した未来の辰野町につなげてまいりますので、議員各位のご支援を賜りますようお願いいたします。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、条例の一部改正と一般会計などの補正予算がともに 7 件、財産の減額貸付 1 件、公の施設の指定管理者の指定 1 件、合わせて 16 議案であります。なお、最終日に重点支援地方交付金による低所得世帯等への支援等に係る一般会計補正予算の 1 件を、追加議案として提案させていただく予定でありますので、よろしくようお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 13 番、津谷彰議員、議席 1 番、古村幹夫議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（松澤）

皆さん、おはようございます。去る 11 月 24 日議会運営委員会を開催し、令和 5 年第 9 回辰野町議会 12 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11 月 24 日辰野町告示第 53 号によって、辰野町町長より 12 月定例会を 11 月 30 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと 12 月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全員一致で決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同いただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和5年8月7日になされました本年の人事院勧告を受け、職員の給与、手当等の改正を行うものであります。議案と新旧対照表を合わせてご確認いただきたいと思います。議案の1ページから20ページ、第1条関係は本年、令和5年4月1日に遡って適用する内容です。議案の1ページ、第2条は9月1日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い、条文中の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものであります。続く、第26条の期末手当、第29条の勤勉手当については、支給済の6月分は現行のまま、12月支給分について基礎額に乗じる率、支給率をそれぞれ100分の5(0.5月分)引き上げ、期末手当の率を一般職については100分の125、管理職については100分の105、勤勉手当の率を一般職については100分の105、管理職100分の125に改めるものであります。2ページにまいります。別表第1の給料表につきましては全面改正をいたしまして、初任給を始め若年層に重点を置き、平均改定率1.1%の引き上げを行うものであります。20ページをお開きいただきたいと思います。20ページ、第2条関係は令和6年4月1日、来年度から施行する内容です。第26条・第29条、6月と12月に支給する期末手当と勤勉手当の支給率を、現行からそれぞれ100分の2.5(0.25月分)引き上げ、期末手当の率を一般職100分の122.5、管理職100分の102.5、勤勉手当の率を一般職100分の102.5、管理職100分の122.5に改めるものであります。これらの改正で

職員の期末・勤勉手当を本年度より年間 0.10 月分引き上げといたします。次に、議案第 2 号についてご説明をいたします。議案第 2 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。これにつきましても人事院勧告等に準じ、町議会議員と常勤の特別職の期末手当の率を改正するものであります。こちらも議案と新旧対照表を合わせてご確認いただければと思います。1 ページから申し上げますが、本年、令和 5 年 12 月 1 日から適用いたします第 1 条・第 3 条、議員と特別職の 12 月に支給する期末手当の支給率を 100 分の 10、0.10 引き上げ、100 分の 175 に改めます。令和 6 年 4 月 1 日から施行します第 2 条、第 4 条は、議員及び特別職の 6 月と 12 月の期末手当の支給率を、現行の率からそれぞれ 100 分の 5 引き上げ、100 分の 170 に改めるものであります。これらの改正で町議会議員と特別職の期末手当についても、本年度より年間 0.10 月分引き上げます。以上、一括して提案理由を申し上げます。ご審議のうえ、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 1 号及び議案第 2 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ございませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 1 号及び議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、ご異議ありませぬか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 5、議案第 3 号、辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 3 号、辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。政府が予定しております来年の秋以降の健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、医療費特別給付金の支給に必要な健康保険加入状況等の情報を、個人番号を利用して取得できるようにするため条例の一部を改正するものであります。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。2 ページ、3 ページをご覧ください。別表第 2 の 4、医療費特別支給金の支給事務の処理に利用できる特定個人情報に、各健康保険の給付の支給や保険料の徴収に関する情報、医療保険給付関係情報を追加するものであります。公布の日から施行しますが、来年秋に運用を開始するにあたって、内閣府の外局であります個人情報保護委員会に対し、条例を改正したのち令和 6 年 1 月の受付期間中に届け出が必要なため、本定例会での議決をお願いするものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号、辰野町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 4 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 4 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。当町の粗大ごみの処理手数料の徴収については、クリーンセンター八乙女に直接搬入する際に計測されその場で徴収される重量制による方法と、計画収集によりごみステーションに搬出する際、大きさによって必要な枚数の粗大

ごみシールを購入し、貼付することで手数料を徴収する方法の 2 種類の徴収方法を行っております。どちらもクリーンセンター八乙女に搬入されているところでありますが、上伊那の他市町村では伊那市の一部を除きすべて重量制を取っております。公平性の観点というところもありまして、来年度からのクリーンセンター八乙女の民間委託に合わせ、処理手数料の徴収方法の統一を求められております。今回の改正は、この経過から大きさによる徴収方法の粗大ごみシールを廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。また重量制に移行することによりまして、計画収集自体が不可能となりますので、代替措置を実施いたしますが計画収集自体は終了となります。施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとし、施行日前において発生した事案、施行日前にした行為に対する罰則の適用については改正前の条例を適用いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 4 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 7、議案第 5 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 5 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。改正内容につきまして 2 つございまして、それぞれ施行日が違いますので 2 条にわたっての改正となっております。一つ目の第 1 条関係につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等



が改正され、国民健康保険被保険者の産前産後に係る保険税の免除について、令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の 1 ページからをご覧ください。第 23 条第 3 項につきまして、出産予定月ないし出産月の前月から翌々月までの 4 箇月間、多胎妊娠の場合は三月前から翌々月までの 6 箇月間の産前産後期間における所得割額と均等割額を免除する規定の追加でございます。また、3 ページからはこの免除に関し必要な届出や添付書類などの規定を追加するものでございます。5 ページからをご覧ください。二つ目の第 2 条関係になります。国民健康保険の運営主体であります長野県が策定をいたしました、国民健康保険運営の中長期改革の方針に沿いまして、令和 9 年度までの資産割額の廃止及び標準保険税率での統一を見据えた税率の見直しについて、税率見直し諮問委員会の答申を受け税率を改正するものでございます。現行の税率を維持した場合は、基金も枯渇し運営が困難となることもあり答申されました改正の内容についてですが、資産割額の廃止の影響による急激な税額の上昇を緩和させるため、今回は資産割についてはすべての区分で半額に引き下げます。またできるだけ近隣市町村の税率に近づけ、資産割引き下げ分の補填と保険税収入の増加を図る必要もございまして、所得割額が全区分で引き上げ均等割額と平等割額は区分ごとに引き上げるまたは据え置く内容としまして、第 3 条から 7 ページの第 9 条の 2 までの規程を改正するものでございます。7 ページから 12 ページまでの第 23 条の規定中におきまして、7 割、5 割、2 割の軽減額についてそれぞれ基礎額の引き上げが行われるため、軽減する額につきましても引き上げるものでございます。また 13 ページについては、6 歳までの未就学児に関する均等割額の減額に関しまして、これも基礎額が引き上げられることに伴い減額する額を引き上げるものでございます。第 1 条の規定につきましては令和 6 年の 1 月 1 日、また第 2 条の規定につきましては令和 6 年の 4 月 1 日から施行となりますが、住民説明会等による十分な周知を行ってまいります。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

議案第 5 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 8、議案第 6 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第 6 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。新旧対照表と合わせてご覧ください。それでは議案第 6 号をご覧ください。第 15 条第 1 項第 2 号の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法が改正され指定都市等における認定子ども園の認定または許可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直すなどのため、認定こども園法の第 3 条第 10 項の規定が削除され、条例に引用している条項番号を変更するものであります。第 36 条第 3 項の改正は内閣府の基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、読み替えるための規定が追加されたことから、特別利用教育を提供する場合の基準として読み替え既定の追加及び読み替え内容を一部見直しするものであります。この条例につきましては公布の日から施行します。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 6 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 7 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 7 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。はじめにです。背景及びこれまでの経過について説明させていただきます。辰野町の水道事業は昭和 27 年の創設から 70 年以上が経過し、施設の老朽化は顕在化してきております。あわせて令和 3 年 8 月の自然災害による七蔵寺水源施設等への大規模な被害により、災害復旧事業費の負担も経営を圧迫する要因のひとつになっています。今後も安全・安心な水道水を安定して供給していくためには、昭和 48 年度に完成した井出の清水の配水池をはじめとして、送水管、配水池、ポンプ場などの老朽化した施設を更新し、また耐震化をしていく、これを今から行う必要がございます。いわば本格的な更新の時代を迎え、大きく舵をきらなきゃいけない時期と考えています。平成 26 年の 3 月に辰野町水道ビジョンを策定しまして、「地域とともに未来へつなぐ辰野の水道」を基本理念とし、安全でおいしい水道水をつくる、届けるために運営をしております。平成 28 年度に辰野町水道事業経営戦略を策定し、令和 3 年度には、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間の経営戦略の策定の見直しをし直しました。更新や耐震化として 27 億円余の非常に多額の費用が必要となります。10 年間の収支を見通し、料金のあり方について検討しました。その結果、現状の料金水準では令和 7 年度に赤字経営となる見込みでございます。今後も安全な水を安定供給するために、やむを得ず料金改定が必要と判断しました。判断した改定は令和 6 年 4 月 1 日から改定率約 7%の値上げをお願いしたいというものでございます。このことにつきまして、8 月 17 日に上水道運営審議会に諮問させ

ていただきまして、審議や現場視察を経て 10 月 25 日の日に物価高騰の厳しい状況下であり、今は料金値上げする時期ではないという意見もありましたが、水道事業を継続していくためには次世代に負担を先送りすべきでないという考えでまとめました。ことから令和 6 年 4 月 1 日から改定率約 7%の改定が適当であるとの答申をいただいております。これらをふまえて答申どおり、令和 6 年 4 月 1 日から改定率約 7%の改定をお願いしたいとするものでございます。次に条例案でございますが、辰野町上水道事業給水条例第 25 条の第 1 項の料金表を改め、金額を改定するものでございます。附則は施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とし、また経過措置を定めたものでございます。なお議決をいただきましたら使用者の皆さんに機会を捉えて周知をしてまいりたいと考えております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

議案第 7 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 7 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 10、議案第 8 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事院勧告と人事異動、会計年度任用職員の最低賃金引き上げによる人件費の調整、自転車用ヘルメット購入費補助金、新型コロナワクチン接種事業、除雪委託料、荒神山公園ほたるトイレ改修工事等を追加するものであります。補正総額は 8,935 万 8,000 円の追加で、予算総額は 97 億 8,784 万 5,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳

入につきましては自動車取得税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入の追加、県支出金の減額であります。歳出につきましては議会費で人事院勧告、賃金改定による人件費の追加です。総務費で郵送料、令和 4 年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の精算による町税等過誤納還付金、全町民を対象とした自転車用ヘルメット購入費補助金、行政サイトトップページ改修業務委託料、10 月以降の物価高騰対策として学校給食費負担金等の追加が主なものであります。民生費は障がい者福祉事業費負担金、後期高齢者医療広域連合負担金等の追加、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金等の減額であります。衛生費では新型コロナワクチン接種事業の 1 月から 3 月実施分、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会報酬の追加等であります。農林水産業費では農地利用最適化活動報酬、春の凍霜害による農作物等災害緊急対策事業負担金、川島渡戸地区森林整備委託料等の追加、森林環境譲与税基金積立金等の減額であります。商工費で町合宿補助金、ほたる保護育成基金積立金の追加等であります。土木費で除雪委託料、町道補修工事、点滅信号撤去に伴う平出下町交差点改良工事の追加等が主なものであります。消防費では上伊那消防協会負担金の追加であります。教育費では辰野中学校で使用しているタブレットの修繕料、辰野中学校及び辰野図書館の改修工事設計委託料、荒神山公園ほたるトイレ改修工事、漏水している武道館上受水槽修繕工事の追加等が主なものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げますが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 11、議案第 9 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○建設水道課長

議案第 9 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を説明申し上げます。今回の補正予算は令和 5 年 8 月 7 日になされた本年の人事院勧告を受け職員の給与、手当等の改正と、国道 153 号線拡幅工事に伴う配水管移設工事などを追加するものでございます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございます。支出を 102 万 5,000 円追加し、事業費を 4 億 5,140 万 4,000

円に改めるものです。資本的収入及び支出です。不足する額 2 億 2,753 万 6,000 円を、不足する額 2 億 4,133 万 6,000 円に改めるものでございます。4 ページをご覧ください。収益的収入及び支出では、上水道事業費用の支出の 1 営業費用を 197 万 5,000 円減額し、簡易水道事業費用の支出の 1 営業費用を 300 万円追加するものでございます。300 万円の内訳としまして原水及び浄水費の修繕費 100 万円は唐木沢水源のバルブ交換、配水及び給水費の修繕費 200 万円は上野川災害復旧工事に伴う配水管の修繕工事費でございます。資本的収入及び支出の収入では、国道 153 号線拡幅工事に伴う配水管移設工事に伴う県の補助金として 2,066 万 3,000 円、支出では上水道事業資本的支出の 27 工事請負費として 1,800 万円と、44 機械及び装置購入費 20 万円を追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

本案は、議案調査のための自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 12、議案第 10 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 10 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を説明申し上げます。令和 5 年 8 月 7 日になされた本年の人事院勧告を受け職員の給与、手当等の改正を行うものでございます。1 ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出です。総額の変更はございません。資本的収入及び支出です。支出を 8 万 9,000 円追加し、10 億 202 万 1,000 円に改めるものです。3 ページをご覧ください。収益的収入及び支出では下水道事業費用の支出の 1 営業費用の 2 処理場費を 88 万 1,000 円減額し、5 総係費 84 万 1,000 円、4 予備費を 4 万円追加するものでございます。資本的収入及び支出では、下水道事業資本的支出の 4 事務費を 8 万 9,000 円追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 13、議案第 11 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,428 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 1,069 万 5,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。10 月末の数値によりまして、保険基盤安定負担金が確定されることに伴う関係部分の調整ですが、国保加入者数の減少による交付金の減と、前年度末の給付費精算の増額が主なものでございます。まず歳入でございます。一般会計繰入金について保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分を 355 万 6,000 円、保険者支援分を 67 万 5,000 円それぞれ減額、またこの影響に加え前年度保険給付費等交付金償還金の精算によりまして、基金繰入金を 388 万 7,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。繰越金について前年度繰越金の確定によりまして 146 万 1,000 円増額するものでございます。8 ページをご覧ください。諸収入について前年度の保険給付費等交付金の精算金を雑入として、1,312 万 7,000 円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。9 ページをご覧ください。保険給付費について療養諸費の一般被保険者療養給付費を 20 万円減額し、審査支払手数料を 20 万円増額するものでございます。10 ページをご覧ください。諸支出金について、前年度保険給付費等交付金償還金を 1,428 万 2,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 14、議案第 12 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3,276 万円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合の負担金確定に伴う、広域連合予算の補正によりまして調整を行うものですが、団塊の世代の後期高齢者医療への移行によりまして、保険料収入の増加

軽減分については減少というふうになっております。歳入でございます。長野県後期高齢者医療広域連合への現年度分保険料納付金の増額に伴い特別徴収保険料を 225 万円、普通徴収保険料を 75 万円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。長野県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金及び軽減分納付金の減額により、事務費繰入金を 36 万 4,000 円、保険基盤安定繰入金を 285 万 8,000 円減額するものでございます。8 ページをご覧ください。繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により 9 万 6,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳出でございます。9 ページをご覧ください。長野県後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正に伴う保険料納付金、軽減分納付金、事務費負担金の増減によりまして、22 万 2,000 円を減額するものでございます。10 ページをご覧ください。予備費について歳入調整分を 9 万 6,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 15、議案第 13 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○辰野病院事務長

議案第 13 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症に係わる補助金、人事院勧告による給与関連の補正が主なものです。1 ページをご覧ください。収益的収入につきまして病院事業収益に 4,067 万円を追加、総額を 22 億 9,303 万 4,000 円とし、病院事業費用に 5,299 万 8,000 円を追加、総額を 24 億 3,838 万 5,000 円とするものでございます。2 ページをご覧ください。資本的収支につきましては寄付金収入に 100 万円を追加、支出に 154 万円を追加し、収支不足する額を 1 億 4,668 万円に改めるものでございます。詳細につきましては 7 ページをご覧ください。医業外収益として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 4,067 万円を計上いたしました。こちらは令和 5 年 1 月から 9 月までの病床確保料になります。続きまして 8 ページをご覧ください。支出の部ですが、主に人事院勧告及び職員の実動等による給与費の補正でございます。また燃料費高騰による燃料費の増



額、MRI、エアコンなどの機械設備の緊急修繕が発生したため修繕料を増額いたしました。9 ページをご覧ください。患者様よりいただきました寄付金 100 万円を計上いたしました。10 ページをご覧ください。器械備品ですが、先ほどの寄付金を有効に活用しまして、患者用の無線 LAN (Wi-Fi) 設備の設置をするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 16、議案第 14 号、令和 5 年度辰野町介護保検特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○保健福祉課長

議案第 14 号、令和 5 年度辰野町介護保検特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 551 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 4,941 万 3,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。国庫補助金は 155 万 8,000 円の減額、7 ページの県補助金は 77 万 9,000 円の減額、8 ページの一般会計繰入金は 317 万 9,000 円の減額で、いずれも人件費等歳出の減額分に対するそれぞれの負担割合に基づき調整するものでございます。9 ページをご覧ください。一般管理費は職員の人事異動に伴い給料から共済費までの合計 273 万円の減額、制度改正による報酬改定対応に伴う介護事業所台帳管理システムの改修業務の委託料を 33 万円増額するものでございます。10 ページの包括的支援事業・任意事業費は会計年度任用職員と職員の人件費を 404 万 7,000 円減額するものでございます。11 ページの予備費は 93 万 1,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 17、議案第 15 号、財産の貸付についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○まちづくり政策課長

議案第 15 号、財産の貸付について提案理由を申し上げます。当財産の貸付につき

ましては、遊休資産である宮木泉水の旧医師住宅について、PFI 民間資金とノウハウ等の活用による公共施設等の整備運営する手法によりまして、地域の活性化、地方創生、町負担経費の削減を図るため、活用方法について公募型プロポーザルによる提案を募ったところ、1 者から応募があり選定の結果適格と認められました。この事業を実施するにあたり当財産を提案のあった事業に供するため、適正な対価無くして貸付することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。減額貸付する財産は長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字泉水 3305 番 30 の宅地、290.74 平方メートル 1 筆、長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字泉水 3305 番地 30 の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、延床面積 83.92 平方メートルの居宅 1 棟、その他附属建物及び設備であります。貸付の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字辰野 1705 番地 1、STUDIO リバー3 階、株式会社 goodhood 代表取締役 鈴木雄洋、貸付の金額は年額 3 万 3,000 円であります。貸付の期間は令和 16 年 3 月 31 日までの約 10 年間であります。この PFI の事業は提案者が資金調達し、施設の改修したうえで移住定住促進のための賃貸住宅として、都市部の若者などの移住体験希望者に貸付し定住人口、関係人口の獲得機会の創出を図るものです。またこの施設の改修費用と契約期間中の維持管理費用などすべての経費は、相手先が負担することにより町の財政支出なしに施設の有効活用のほか、維持管理コストの削減が期待でき契約終了後には改修済の施設が返却されるものになります。貸付金額については固定資産税、都市計画税相当額の年額 3 万 3,000 円を貸付料として納入する提案があり、貸付金額以上の事業効果が期待できると判断したため、以前の医師住宅賃貸料の月額 2 万 4,000 円、年額 28 万 8,000 円から年額 3 万 3,000 円へ減額して貸付を行いたいものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 15 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 15 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 16 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。令和 6 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する、辰野町食の健康拠点施設「かやぶきの館」、辰野町滞在型農園施設「土恋処よこかわ」、辰野町交流促進施設「よりあい工房」、辰野未来館「アラパ」の 4 施設について、指定管理者を指定するため地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。川島のグリーンビレッジ横川にある 3 施設、辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型農園施設、辰野町交流促進施設については当該施設の今後のあり方について、委員会を設置し検討を進めていることから今回の指定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間といたしました。選定方法については職員で構成します選定委員会では公募とする方針としましたが、8 月に開かれました外部有識者で構成します選定審査会では「公募をしても指定期間 1 年では新たな提案やその後の計画が示されることは難しいのではないか」、「現場を視察、見学したところ従業員が一丸となり取り組む成果がようやく出てきた段階であり、新たな指定管理の申請に時間を割くより、これまでやってきたことに継続して注力していただく方が町のためになる」といった意見が出されまして、委員全員一致で今回は公募は行わず、現在の指定管理者に指定を委ねる方針を決定したところでございます。その後、現在の指定管理者である株式会社 TUG BOAT に申請を求めましたところ、同社より現在のスタッフや運営内容に変更はないものの、財務面や知名度、新聞社の協力を得やすいといった経営戦略上の理由から、令和 6 年度より指定管理に係わる部門をグループ会社であります有限会社共和堂に移管する予定との説明を受け、その内容で申請書を受け付けました。書類審査の後、11 月 1 日に開催した審査会・選定委員会の合同会議で改めて協議した結果、辰野町中央 58 番地、有限会社共和堂を条例第 5 条に基づく「設置目的を最も効果的に達成できる者」と認め、公募によらない候補者として選定をいたしました。たつの未来館については、9 月 1 日から 9 月 29 日までの期間、指定管

理者の候補者を公募したところ 1 者より応募があり、書類審査を経て 11 月 1 日開催の審査会・選定委員会の合同委員会で候補者を選定し決定したものであります。その結果、現在の指定管理者である東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号、シンコースポーツ株式会社を選定いたしました。指定管理期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。なお、指定管理料は議決後の協定書の協議で決定いたしますが、指定管理期間ですが今 5 年間と申し上げましたけれども 3 年間で訂正をさせていただきます。なお指定管理料は議決後の協定書の協議で決定いたしますが、辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型農園施設、辰野町交流促進施設の 3 施設については、一括で年間 2,900 万円の提案でありました。たつの未来館は年間 2,030 万円で 3 年間で 6,090 万円の提案でありました。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 16 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ございませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 16 号は総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思ひますが、ご異議ありませぬか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願ひます。報告第 1 号専決処分報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第 1 号、専決処分報告について、地方自治法第 180 条の規定により、町が損害賠償の責め負うものについて、専決処分を行いましたので報告いたします。町の道路施設と職員による財物事故 3 件であります。1 件目は、令和 5 年 6 月 30 日、宮木の城前線・町道 1 号線におきましてアスファルト舗装の路面に空いていた穴に、辰野中学校方面から宮木踏切方面へ通行中の相手方の自動車ははまり、左前輪のタイヤを損傷させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額 1 万 5,530 円

を支払いました。専決日は令和5年8月25日であります。2件目は、令和5年7月5日、辰野西小学校の敷地内で職員の草刈り作業中の飛び石で、駐車場内にあった相手方の自動車の車体を一部損傷させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額20万6,910円を支払いました。専決日は令和5年9月7日です。3件目は、令和5年8月6日、小横川の林道小横川線において未舗装の路面に空いていた穴で、通行中の相手方の自動車が衝撃を受け左側後輪のタイヤを損傷させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額6,750円を支払いました。専決日は令和5年10月18日です。本件3件の補償につきましては全国町村会総合賠償保障保険にて処理いたしました。以上報告いたします。

○議長

ただいま、報告がありました。報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

## 11. 散会の時期

11月30日 午前 11時 16分 散会